

資料編

- 資料 1 重点テーマ・KPI 一覧
- 資料 2 総合計画策定体制
- 資料 3 計画改定の経緯
- 資料 4 阿南市総合計画審議会
- 資料 5 関係例規
- 資料 6 用語解説

資料1

重点テーマ・KPI一覧

基本政策1 「災害に強く安全・安心な阿南」の創生

1-1

防災・消防

重点テーマ	指標名	実績値 2019年	現状値 2023年	目標値 2028年
1 南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災対策の推進	避難所（体育館）の空調整備率	0%	0%	36%
2 復旧・復興対応の事前準備	事前復興計画*の策定	—	—	策定
3 防災意識の向上及び確実な避難対策の整備	個別避難計画の策定割合	0.5%	2.2%	30.0%
4 内水氾濫・外水氾濫対策	都市下水路函渠*の整備率	74.2%	74.6%	77.2%
5 消防救急体制の整備強化と地域防災力の強化	救急法・普通救命講習等の実施回数（年間）	133回	94回	140回

1-2

交通安全・防犯

重点テーマ	指標名	実績値 2019年	現状値 2023年	目標値 2028年
1 交通安全意識の高揚及び交通安全施設の整備	交通事故による死者数（年間）	7人	2人	0人
2 防犯意識の高揚及び防犯環境の整備	刑法犯罪認知件数（年間）	220件	170件	150件
3 青少年を見守る安全・安心な環境づくりの推進	特別パトロールの実施回数（年間）	—	20回	40回
4 消費生活相談体制の充実	消費者啓発講座等の参加延べ人数（年間）	—	388人	400人

1-3

土地利用

重点テーマ	指標名	実績値 2019年	現状値 2023年	目標値 2028年
1 集住型*のコミュニティづくりの推進	都市機能誘導の方針に基づく誘導施設の建築数（累計）	2件/年	0件/年	4件

1-4 自然環境・生物多様性

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 環境施策の総合的推進	海岸漂着物等処分量（年間）	—	40 トン	25 トン
2 脱炭素社会の実現	温室効果ガス排出量削減率	▲14.2%	▲13.7%	▲44.1%
3 自然再興	暮らしの中で生物多様性保全に配慮した行動をしている市民の割合	—	—	50%以上

1-5 市街地整備・都市景観

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 パブリックスペースを活用したまちづくりの推進	駅前芝生広場等のパブリックスペースを活用したイベントの総来場者数（年間）	—	16,591 人	18,000 人

1-6 道路・交通

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 新規路線等の整備による交通ネットワークの充実	交付金事業による市道整備の進捗率（延長ベース）	24%	47%	84%
2 市道の安全性・快適性の向上	1 巡目 ^{きょうりょう} 橋梁点検結果に基づく判定区分Ⅲ・Ⅳ ^{きょうりょう} の橋梁に対する着手率	20%	51%	92%
3 地域公共交通の核となるバス路線及び離島航路の確保・維持	乗合タクシー及び公共ライドシェア（自家用有償旅客運送） *の導入地域数（累計）	0 箇所	1 箇所	3 箇所

1-7 循環型社会

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 ごみの発生抑制とリサイクル率の向上	ごみ排出量（一般廃棄物）（年間）	28,322 トン	25,541 トン	23,500 トン
	リサイクル率（再生利用量/ごみ排出量）	19.67%	19.67%	22%

1-8

住環境

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 快適な生活環境の保全	生活環境が快適であると感じている市民の割合	—	—	90%以上
2 快適な暮らしの支援	住宅セーフティネット登録戸数	0 戸	762 戸	800 戸
	リフォームに係る補助金交付戸数（累計）	536 戸	871 戸	1,200 戸

1-9

上下水道

9-1 上水道

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 災害に対して強靱な水道施設の整備	基幹管路の耐震管率	11.5%	15.7%	25%
2 水の安定供給と健全経営の維持	料金回収率	130.5%	119.1%	111.9%
3 安全・安心な水道水の確保	水質基準適合率	100%	100%	100%

9-2 下水道

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 生活排水の水質向上	汚水処理人口普及率	45.0%	48.4%	51.9%
2 下水道施設・し尿処理施設の計画的な維持管理	施設の耐震化及び耐水化が完了した施設数	0 施設	0 施設	1 施設

基本政策2 「地域産業が伸びゆく阿南」の創生

2-1

農業・林業・漁業

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 生産力の向上と環境負荷に配慮した農業の推進	新規認定農業者数（累計）	5 経営体	36 経営体	71 経営体
	補助事業者数（累計）	11 事業者	26 事業者	41 事業者
2 農業生産基盤の整備	農業水利施設（河川樋門・除塵機）の長寿命化対策進捗率	0 %	40 %	100 %
3 森林の多面的かつ持続的な機能の発揮	放置林整備事業実施面積（累計）	—	90ha	190ha
4 持続可能な漁業経営と海洋資源の保全	種苗*の放流量	658 万尾（個）	783 万尾（個）	800 万尾（個）
5 地域資源の利用促進	有害鳥獣の食肉（ジビエ）としての有効活用頭数	—	30 頭	100 頭

2-2

工業

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 既存企業の振興	「阿南市工場設置奨励条例」による指定工場の新規件数（年間）	4 件	5 件	10 件
	市内主要企業で働く従業員数	9,286 人	9,350 人	10,000 人
2 新たな企業誘致の促進	企業誘致等の件数（2024（令和6）年度からの累積）	0 件	0 件	4 件

2-3

商業

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 エコノミックガーデニング*の推進による地元中小企業の育成と活性化	中小企業・小規模事業者の創業及び経営等相談件数（年間）	13 件	51 件	60 件
	企業訪問によるヒアリング調査件数（年間）	—	—	60 件
2 新産業の創出を担う起業家の育成	創業支援セミナー受講後の創業者数（累計）	1 人	1 人	5 人
	あなんスマート・ワークオフィス*利用日数	71 日	109 日	125 日

2-4

雇用環境

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 職場環境の整備や向上	労働相談会や働き方改革相談会の実施回数（年間）	1 回	3 回	5 回
2 安定的な雇用に向けた支援	就労相談の実施件数（年間）	104 件	52 件	130 件
	阿南市シルバー人材センター会員数（直近3年度の平均）	836 人	812 人	750 人
3 関係機関や企業との連携	就労関係機関が実施する事業や就職に関する情報提供件数（年間）	55 件	55 件	70 件
	関係機関と連携した雇用促進の取組件数（年間）	1 件	2 件	5 件

基本政策3 「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生

3-1

出会い・出産支援

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 出会い・結婚へのサポート体制の構築	結婚が地域に応援されていると感じた世帯の割合	—	—	80%
2 充実した出産環境の構築	妊婦歯科健診受診率	—	—	30%

3-2

こども・子育て支援

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 全てのこどもと子育て家庭への支援	「阿南市は子育てがしやすいところだ」と思う保護者の割合	79.1%	79.4%	85.0%
2 多様な環境にあるこどもとその家族への支援	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数（年間）	1 人	2 人	3 人

3-3

学校教育

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 自ら学ぶ力を育てる教育の推進	「授業で学んだことを生活の中で活用しようとしている」と答えた児童生徒の割合	—	79.5%	82.0%
	ICT*を活用した教育によって授業が分かりやすくなったと感じる児童生徒の割合	—	81.4%	84.0%
2 持続可能な地域社会の実現に向けた教育の推進	職場体験活動や職場見学活動の実施率	—	—	80%
3 社会の変化に対応する青少年健全育成の推進	情報発信や啓発活動の実施回数（年間）	—	29 回	36 回
4 安全で安心して学べる教育環境の整備	避難所（体育館）の空調整備率（再掲）	0%	0%	36%
	学校グラウンド照明設備更新率	—	—	80%
	学校照明設備 LED 化率	0%	0%	100%
5 地場産物を活用した学校給食の推進	地場産物の使用割合	37.0%	51.5%	55.0%

基本政策4 「健康でひとに優しい阿南」の創生

4-1

健康づくり・地域医療

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 体と心の健康づくりの推進	歯周病検診受診率	11.7%	11.5%	11.8%
2 健康の保持増進と健康寿命*の延伸	特定保健指導実施率	79.4%	84.7%	88.0%
	医師確保数	3 人	9 人	9 人

4-2

地域福祉

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 誰一人取り残さない包括的支援体制の整備	地域まるごと支援会議延べ実施回数（年間）	—	61 回	100 回
	徳島家庭裁判所阿南支部における後見等開始審判の件数（年間）	22 件	32 件	40 件
2 つながり支え合える地域づくりの推進	参加支援プランの策定件数（年間）	—	1 件	5 件
	阿南市こども食堂*登録箇所数	—	7 箇所	21 箇所

4-3

障がい者福祉

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 障がい者が自分らしく暮らせる支援体制の構築	委託相談支援事業所の相談受付件数（年間）	—	—	300 件
	地域生活支援拠点等登録事業所数	—	9 事業所	20 事業所
2 障がい者が安心して暮らせる環境の整備	手話奉仕員養成研修受講者数（年間）	—	14 人	15 人
	医療的ケア児の個別避難計画策定割合	—	16.6%	100%

4-4

高齢者福祉

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 高齢者の社会参加の促進による地域づくり	「通いの場*」のグループ数	139 グループ	126 グループ	135 グループ
2 地域包括ケアシステムの深化・推進	認知症カフェ（オレンジカフェ）*の設置数	5 箇所	8 箇所	10 箇所

4-5

社会保障

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 社会保険制度の適正な運用、国民年金制度の啓発	国民健康保険加入者における特定健康診査受診率	33.5%	40.1%	45.1%
2 生活保護受給世帯の自立支援	就労により生活保護から脱却した世帯数（年間）	7 世帯	8 世帯	10 世帯

4-6

人権・男女共同参画

6-1 人権

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 人権尊重のまちづくりの総合的推進	人権教育・啓発のための講演会、研究大会等の参加延べ人数（年間）	1,805 人	1,341 人	1,805 人
2 人権問題を解決するための地域活動の充実	隣保館における人権学習・啓発活動の講座数（年間）	90 講座	56 講座	90 講座

6-2 男女共同参画

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 男女共同参画社会・ジェンダー*平等の実現	「社会全体」における男女の平等意識について「平等」と考えている市民の割合	11.4% (2017 年度)	12.9% (2022 年度)	50.0%
2 女性の政策・方針決定過程への参画	市の附属機関（各種審議会等）における女性委員比率	33.3%	33.7%	35.0%
3 困難な問題を抱える女性への支援	相談支援等に関する周知・啓発記事の掲載（広報あなん、市ホームページ）	—	—	4 回

基本政策5 「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生

5-1 スポーツ

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 生涯スポーツ振興と地域スポーツ振興の推進	総合型地域スポーツクラブの会員数	450 人	348 人	450 人

5-2 生涯学習

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進	公民館の稼働率	13.8%	14.8%	30.0%
2 学びを支える環境整備	社会教育施設の照明設備 LED 化率	0 %	6.3%	100%
3 科学センターの有効活用と科学教育の推進	理科が好きと思う児童・生徒の割合	25.0%	46.0%	50.0%
4 中央図書館を拠点とした図書館活動の推進	市民一人当たり貸出数	8.4 冊	7.27 冊	8.5 冊

5-3 歴史・文化

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 文化施設における文化芸術活動の推進	文化会館の稼働率	37.7%	37.8%	50.0%
	情報文化センターの稼働率	45.4%	39.6%	60.0%
2 歴史・文化資源の調査・保存活用と継承	指定等文化財の保全・活用団体数	1 団体	2 団体	4 団体

5-4

公園・緑化

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 公園施設の整備	公園緑地で実施するイベントでの利用件数（年間）	23 件	33 件	40 件
2 公園施設の維持管理	公園の維持管理委託団体数	31 団体	29 団体	32 団体

5-5

観光

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 地域資源を生かしたスポーツツーリズム*の推進	スポーツイベント等参加者数（延べ人数）	6,670 人	8,014 人	9,000 人
	スポーツツーリズム*の経済効果額（年間）	80,000 千円	95,773 千円	100,000 千円
2 観光交流による活力あふれるまちづくりの推進	観光客入込数（年間延べ人数）	641,893 人	712,964 人	750,000 人
	観光関連イベント来場者数（年間延べ人数）	117,543 人	87,600 人	120,000 人

5-6

交流

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 関係人口*の拡大・UIJ ターン*促進による地域経済好循環の実現	阿南市版ふるさと納税による寄附総額（年間）	189 千円	563,507 千円	1,000,000 千円
	県外からの移住者数（年間）	324 人	314 人	370 人

基本政策6 「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生

6-1

コミュニティ

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 地域づくりを自ら考え自ら行う機運の醸成	「わがまち予算」活用団体数（年間）	—	—	14 件
2 地域おこし協力隊退任後の市内定着の促進	地域おこし協力隊退任後の市内定着者数（累計）	4 人	7 人	12 人

6-2 市民参画

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 地域共生社会の実現に向けた 市民協働のまちづくり	こども・若者による地域づくり 参画人数	—	—	30 人

6-3 広域連携

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 定住自立圏構想*の推進による 南阿波定住自立圏域*の活性化	県南1市4町の圏域人口（各年 4月1日現在の推計人口）	96,890 人	90,871 人	87,000 人

6-4 行財政運営

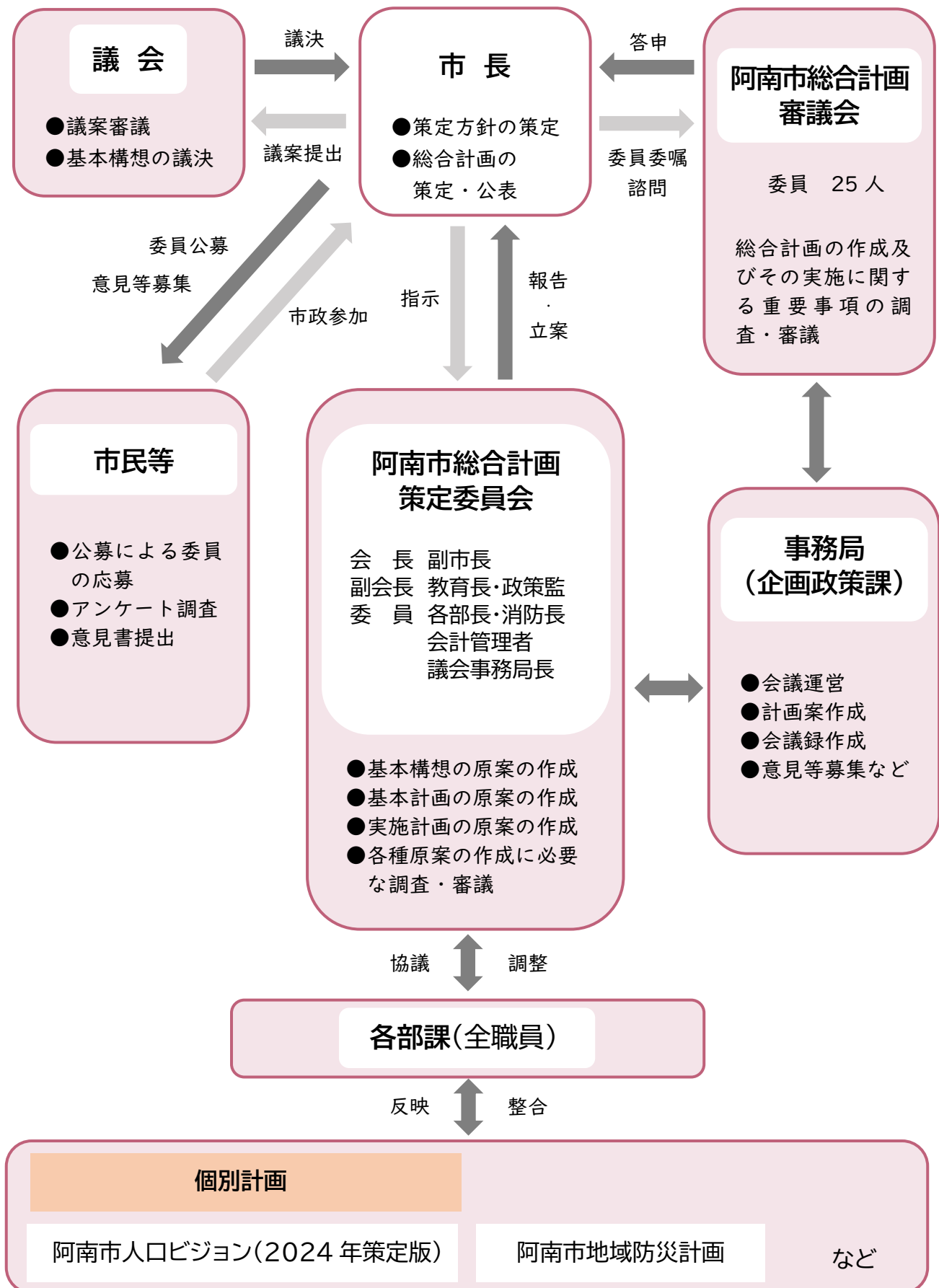
重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 組織・人員体制の最適化	人口減少時代を見据えた職員 数（各年4月1日現在）	862 人	820 人	800 人 未満
	会議体の統合数（累計）	—	—	4 件以上
2 財政の健全化	実質公債費比率	5.1%	6.1%	10% 未満
	当初予算編成における財政調 整基金の取崩し額	1,789,500 千円	1,177,800 千円	10 億円 未満
3 公共施設マネジメント	公共施設の総延床面積	433,540 ㎡	428,584 ㎡	420,584 ㎡
4 スマート自治体の展開	行政手続のオンライン申請可 能手続数	19 件	77 件	100 件 以上
5 公民連携の推進	民間提案制度による公民連携 事業件数（累計）	—	—	5 件以上

6-5 シティプロモーション

重点テーマ	指標名	実績値 2019 年	現状値 2023 年	目標値 2028 年
1 シビックプライド*につなげる 情報発信の推進	YouTube 阿南市公式チャンネル の登録者数	300 人	1,030 人	1,500 人
2 関係人口*の創出・移住につな げる情報発信推進	SNS 等による情報発信を通じ て移住相談につながった件数 （年間）	108 件	116 件	170 件
3 市外での本市の知名度アップ と誘客の推進	市外での物販及び観光 PR 日数 （年間）	20 日	21 日	25 日
4 「野球のまち阿南」としての まちづくりの推進	野球による交流イベントへの 参加延べ人数	700 人	1,000 人	1,000 人

資料2

総合計画策定体制



資料3

計画改定の経緯

実施時期	会議・事業等	主な内容
【令和6年】 8月7日	第1回 阿南市総合計画策定委員会	・会長・副会長の選任 ・令和5年度取組実績の評価について ・阿南市総合計画中間見直しについて
(市民) 9月1日～9月17日 (高校生) 10月1日～10月11日	アンケート調査実施	・市民の意識、市の取組に関する評価の調査を実施 ・現在の阿南市、理想とする阿南市の将来像について調査を実施
9月3日	第1回 阿南市総合計画審議会	・会長の選任について ・市長から審議会への諮問 ・令和5年度実績・評価について ・総合計画中間見直しについて
10月8日～10月21日	基本構想(骨子案)に関する パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
10月21日	市長インタビュー	・総合計画策定について ・市長公約について
10月29日	第2回 阿南市総合計画策定委員会	・「基本構想見直しの骨子案」に関するパブリックコメントの結果について ・市民アンケートの結果について ・人口ビジョンの策定について ・基本構想(素案)の作成について ・基本計画の骨子・策定方針(案)について
11月7日	第2回 阿南市総合計画審議会	・人口ビジョンの策定について ・基本構想(案)について ・基本計画の策定方針について
11月19日	基本構想(案) 答申	・審議会会長から市長へ答申
12月13日	第3回 阿南市総合計画策定委員会	・基本計画の策定について
【令和7年】 2月12日	第4回 阿南市総合計画策定委員会	・基本計画の策定について
2月20日	第3回 阿南市総合計画審議会	・基本計画の見直しについて
2月27日	基本計画(案) 答申	・審議会会長から市長へ答申
3月	計画改定	

資料4

阿南市総合計画審議会

(1) 阿南市総合計画審議会委員

(50 音順、敬称略) ◎会長 ○職務代理者

No.	役職	氏 名	所属団体・役職
1		青木 正繁	阿南防災士の会・副会長
2		池添 純子	徳島文理大学・准教授
3		小笠原 憲四郎	阿南市文化協会・会長
4		兼松 功	阿南商工会議所・会頭
5		紅露 清恵	阿南市婦人連合会・会長
6		坂本 真理子	and you・代表
7		佐竹 義治	阿南信用金庫・理事長
8	○	鈴江 省吾	大正大学地域構想研究所・阿南支局長
9		田上 洋子	阿南市消費者協会・会長
10		中川 満雄	阿南市消防団・団長
11		永田 真貴	連合徳島南部地域協議会・女性委員会委員
12		中野 尚明	阿南市水産振興会・会長
13		新居 浩江	阿南市教育委員会・教育委員
14		西 直子	阿南支援学校・校長
15		西 浩司	徳島県農業協同組合アグリあなん営農経済センター・副センター長
16		西岡 安夫	部落解放同盟阿南ブロック連絡協議会・議長
17		原田 昌彦	阿南市同和会・会長
18		松崎 敏朗	一般社団法人阿南市医師会・会長
19		美濃 加奈	阿南市 PTA 連合会・会長
20	◎	箕島 弘二	阿南工業高等専門学校・校長
21		撫養 千尋	阿南市民生委員児童委員連絡協議会・会長
22		山本 隆司	阿南市公民館連絡協議会・会長
23		米田 勉	社会福祉法人阿南市社会福祉協議会・会長
24		片山 美幸	公募委員
25		和田 文平	公募委員

(2) 阿南市総合計画審議会への諮問

阿南企第173号
令和6年9月3日

阿南市総合計画審議会 殿

阿南市長 岩佐 義弘

阿南市総合計画 2021▶2028 の中間見直しに関する
重要事項の調査審議について(諮問)

このことについて、阿南市総合計画審議会設置条例(昭和44年阿南市条例第10号)第1条の規定により諮問します。

(3) 基本構想(案)について(答申)

令和6年11月19日

阿南市長 岩佐 義弘 様

阿南市総合計画審議会
会長 箕島 弘二

「阿南市総合計画2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画2028～」
の中間見直しにおける基本構想(案)について(答申)

令和6年9月3日付け阿南企第173号で諮問のあったこのことについて、審議の結果、別紙とおり答申します。

(4) 基本計画(案)について(答申)

令和7年2月27日

阿南市長 岩佐 義弘 様

阿南市総合計画審議会
会長 箕島 弘二

阿南市総合計画2021▶2028の中間見直しにおける
基本計画(案)について(答申)

令和6年9月3日付け阿南企第173号で諮問のあったこのことについて、審議の結果、別紙のとおり答申します。

(5) 阿南市総合計画審議会の議事内容

実施時期	議題	出欠
第1回 令和6年9月3日	第1回 阿南市総合計画審議会 ・会長の選任について ・諮問 ・令和5年度実績・評価について ・総合計画の中間見直しについて	出席 17人 欠席 8人
第2回 令和6年11月7日	第2回 阿南市総合計画審議会 ・人口ビジョンの策定について ・基本構想（案）について ・基本計画の策定方針について	出席 16人 欠席 9人
第3回 令和7年2月20日	第3回 阿南市総合計画委員会 ・基本計画の見直しについて	出席 17人 欠席 8人

(6) 阿南市総合計画審議会設置条例

昭和44年3月31日

阿南市条例第10号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、阿南市の総合計画の作成及びその実施に関し重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、阿南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料提出の要求等)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対し、調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(審議会の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年9月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年６月２０日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１１年１２月２１日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年６月２１日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１４年６月２８日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年６月２４日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年９月３０日条例第２３号抄）

（施行期日）

Ⅰ この条例は、公布の日から施行する

資料5

関係例規

(1) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止に関すること。

(以下、省略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 阿南市総合計画策定に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の全ての行政分野を対象として総合的に策定された行政運営の最上位計画を指し、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像を実現するための基本的な政策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に掲げた都市像を実現するために必要な施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業を体系的に定めたものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(策定方針)

第4条 市長は、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その時々地域の実情、社会経済情勢及び財政状況等を勘案し、これらとの整合性を確保するものとする。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。

4 前3項の規定は、総合計画を変更しようとするときについて準用する。

(基本構想の策定)

第5条 基本構想は、前条に規定する策定方針に基づき、第10条で設置する阿南市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において原案を作成し、市長が阿南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問した後、議会の議決を経て、策定するものとする。

(基本計画の策定)

第6条 基本計画は、第4条に規定する策定方針及び基本構想に基づき、策定委員会において原案を作成し、市長が審議会に諮問した後、策定するものとする。

(実施計画の策定)

第7条 実施計画は、基本計画に基づき、策定委員会において原案を作成し、市長が策定するものとする。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(総合計画と市政の各分野における計画との整合)

第9条 市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画は、総合計画と整合性のとれたものでなければならない。

(策定委員会の設置)

第10条 総合計画の原案を作成するため、策定委員会を置く。

(策定委員会の所掌事務)

第11条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基本構想の原案の策定に関すること。

(2) 基本計画の原案の策定に関すること。

(3) 実施計画の原案の策定に関すること。

(4) 総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理すること。

(策定委員会の組織)

第12条 策定委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(策定委員会の委員の任期)

第13条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(策定委員会の会長及び副会長)

第14条 策定委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（策定委員会の会議）

第15条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（策定委員会の意見の聴取等）

第16条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、策定委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（策定委員会の庶務）

第17条 策定委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（審議会への諮問）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、阿南市総合計画審議会設置条例（昭和44年阿南市条例第10号）で規定する審議会に諮問するものとする。

（1） 基本構想及び基本計画を策定しようとするとき。

（2） 基本構想及び基本計画を変更又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき。

（委任）

第19条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

資料6

用語解説

あ行

IoT：Internet of Things の略で、「モノのインターネット」とも呼ばれます。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出していくことを指します。

ICT：Information and Communication Technology の略で、「情報通信技術」を意味し、情報処理や通信技術そのものだけでなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称のことです。

新しい公共：行政だけが公共の役割を担うのではなく、住民自らができる役割を担い、地域の問題解決や地域をより良くするために主体的に取り組み、住民と行政の協働により「支え合いと活気がある社会」を創り出そうとする考え方です。

アドバンス・ケア・プランニング (ACP)：もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有することを「人生会議」（アドバンス・ケア・プランニング：略称ACP）といいます。

あなんスマート・ワークオフィス：阿南市への進出を検討している企業の「お試しサテライトオフィス」として、またテレワーカーの日常的な施設利用も可能とする施設のことです。

阿南 SUP タウンプロジェクト：SUP（スタンド・アップ・パドルボード）の普及を通して、地域経済の拡大や地域ブランディング、交流人口・関係人口の創出、移住定住の促進等につなげる官民協働事業で、「外から地域にお金が落ちる仕組み」を創出するとともに、「地域でお金が回る仕組み」を構築していく本市独自の取組です。

阿南地域医療教育センター：令和2年度に阿南医療センター内に設置された施設のこと、徳島大学の実習医学生・研修医および専攻医がトレーニングを行う拠点として、将来の地域医療を担う医師の育成を推進しています。

インキュベーションセンター：創業初期の起業家を支援する施設です。

インバウンド：日本を訪れる外国人観光客のことです。

インフラ資産：道路や河川、公園、上下水道など、社会基盤を構成する施設や設備を指します。

ESCA (エスカ)：EARTH SHIP CREW ANAN の略で、阿南市で実施する海岸・河川の美化活動に参加したり、サステナブルなライフスタイルを実践している人を登録する制度です。

ESPA (エスパ)：EARTH SHIP PARTNER ANAN の略で、海洋環境の保全・美化活動及び環境啓発・教育活動、「阿南 SUP タウンプロジェクト」をはじめとする、関係人口の創出・拡大・深化に資する事業に積極的に関わる事業者を登録する制度です。

エコノミックガーデニング：地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を活かして地元の中小企業を大切に育てることにより地域経済を活性化させる取組のことです。

エンパワーメント：「力をつけること」という意味で、女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野で、自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同社会の実現に重要であるという考え方です。

か行

通いの場：年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う場です。通いの場が身近な場所にあることで、地域の支え合いの仕組みが醸成され、孤独・孤立予防にも寄与します。また、住民同士のつながりができることで防災・防犯の意識が高まり、地域の安心・安全にもつながります。

かんきょ
函渠：箱型の水路のことです。

関係人口：一般的に「首都圏などの都市部に住む地域外の人材であって、一過性の「観光人口」「交流人口」でもなく、定着する「移住・定住人口」でもなく、その中間に位置して特定の地域や地域の人々に関心を持ち、継続的に多様な形で関わる「観光以上・移住未満」の幅広い層の人たちのことをいいます。

カーボンニュートラル：人為的活動によって生み出さる二酸化炭素の排出量と、植物の成長等によって吸収される二酸化炭素の量が同じであることを指し、地球温暖化の原因の一つとされる空気中の二酸化炭素濃度の上昇を抑え、地球温暖化の進行を抑制することを理念とする社会のことです。

カーボンニュートラルポート (CNP)：脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート (CNP) を形成することで、脱炭素社会の実現を目指す取組のことです。現在、徳島県内では橘港と徳島小松島港で取組が進められています。

GIGA スクール構想：児童生徒 1 人 1 台端末の ICT 環境により、学習活動の充実や主体的・対話的で深い学びにつながる授業の実現を目指している構想のことです。

基幹相談支援センター：障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援する機能のことです。

既存不適格建築物：所有している建物が建築時は現行の基準に適合していたものの、法改正によって適合しなくなった建物を指します。

キャリアパスポート：児童生徒が自分の成長を振り返り、将来の展望を立てることを目的とした小学校から高校までの学習や活動の記録を蓄積したポートフォリオのことです。

QOL：WHOは1994年にQOLを「一個人が生活する文化や価値観のなかで、目標や期待、基準、関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識」と定義しています。一般的には、Quality of life（クオリティ オブ ライフ）は「生活の質」「生命の質」などと訳されます。

共助：緊急時や災害時に地域やコミュニティなどの周囲の人たちが協力して助け合うことです。

健康寿命：WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）：バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスのことです。

交流人口：地域に住んでいる人々を「定住人口」という概念に対するもので、仕事や通学、観光、レジャー等、様々な目的で地域を訪れる人々のことをいいます。

こども食堂：子どもが一人で利用できる、無料または安価で栄養のある食事を提供する場所のことです。

こどもの貧困：必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下のこどもの存在及び生活状況のことです。

こどもまんなか：こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において定義された「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会）の概念を表しています。

コミュニティ・プラント：下水道が整備されていない地区の住宅団地や離島などで、その地区内のし尿や生活排水を処理する施設のことです。

さ行

災害時協力井戸：災害時に近隣の住民に井戸水が無償で提供する井戸のことです。災害による水道断水時に、生活用水（洗濯やトイレの水など）を確保するために利用されます。

SUP（サップ）：「Stand Up Padleboard」（スタンド・アップ・パドルボード）の略語で、大きなサーフボードの上に立って1本のパドルで漕ぎ、海や川などの水面を進む、水上アクティビティです。こどもから大人まで幅広く楽しむことができ、近年、注目されているスポーツの一つです。

サテライトオフィス：企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスのことを指します。

Jクレジット：省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用、森林管理などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度のことです。クレジットの認証は、温室効果ガス排出の削減対策を講じない場合に予想される温室効果ガス排出量（＝ベースライン）と、実際に対策を講じた際の温室効果ガス排出削減量との差の部分がクレジットとして認証される仕組みです。

ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のことで、社会通念や慣習など社会によって作り上げられた男性像や女性像のことをいいます。

事前復興計画：復興を迅速に行うために、「災害が起こったあとのまちづくり」について、被災する前にあらかじめ決めておくものです。

市土：阿南市全域の土地のことをいいます。

シビックテック：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）を掛け合わせた造語で、市民自身がテクノロジーを活用して、行政サービスの問題や地域課題を解決する取組をいいます。

シビックプライド：「地域への誇りと愛着」を表す言葉です。自分たちの住むまちをより良いものに、そして誇れるものにしていこうという思いを指しています。

集約型の都市圏：都市機能を特定の場所に集約することで、都市の効率化や持続的な都市経営などを目指した高密度な拠点のネットワーク構造に転換した都市圏のことです。

集住型：ある一定の地域に集まり居住する形態を表しています。

種苗：栽培漁業で稚魚のことです。栽培漁業とは種苗生産から漁獲までを行う漁業のことで、生産量の増大対策として、減少傾向にある水産資源を人工的に増加させ、一定期間管理し、魚が大きくなった時点で漁獲することを目的としています。

情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）：介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診、妊婦健診）、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのことです。

自立支援協議会：地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担っている組織のことです。

進取：自ら進んで物事に取り組むことを意味しますが、ここでは、「困難な課題に果敢に挑戦すること」として使用しています。

森林バンク：管理の行き届かない森林を集約し整備するため、森林所有の合理化を図り、健全な森林に育成することにより、豊かな森林を未来へ引き継ぐことを目的とした取組です。

ストックマネジメント：公共施設の持続可能な機能確保を目的に、施設の状況を客観的に把握・評価し、経年劣化による施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理する手法です。

スポーツツーリズム：スポーツ資源とツーリズムとの融合を図っていく取組で、スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや、周辺地域観光に加え、スポーツを「する・みる・支える」といった様々な側面から実施される活動のことをいいます。

制度の狭間：公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のことです。

成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（ご本人）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

線状降水帯：次々と発生する積乱雲が列をなして数時間にわたって同じ場所を通過・停滞することで、線状に伸びる強い降水域です。

「戦略的に縮む」こと：人口減少に適応するための新たな戦略に取り組むことを表しています。

Society5.0（ソサエティー5.0）：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。

た行

ダイバーシティ：直訳すると「多様性」を意味する言葉で、人種・年齢・性別・能力・価値観などさまざまな違いを持った人々が組織や集団において共存している状態を指します。

ダイバーシティ社会：性別や国籍、年齢、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをいいます。

多極ネットワーク型コンパクトシティ：中心拠点や周辺の生活拠点に、各種生活サービス機能を集約し、それぞれの拠点を公共交通で結ぶことで、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在するまちづくりを目指すものです。

たまたま箱：阿南市版エンディングノートのことです。

地域包括支援センター：市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

チャレンジショップ：商店街の空き店舗を活用して、起業を希望する人を支援する事業です。安価な家賃で店舗を貸し出し、経営のノウハウを学び、将来の商店街の有力な構成員として育成するとともに商店街の活性化につなげます。

定住自立圏構想：人口が5万人程度以上などの要件を満たしている中心市と、近隣の市町村が、医療、教育、産業振興、地域交通などで連携し、日常生活に必要な機能を確保して、人口の定住を促進することを目指すものです。

DX：デジタル技術を活用して企業の業務プロセスやビジネスモデルを変革することを意味します。DXは「デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）」の略で、直訳すると「デジタル変革」です。

デジタルサイネージ：Digital Signage のこと。ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を活用した情報発信システムの総称です。

デジタルデバイド：IT 機器や ICT（情報通信技術）を使える層と使えない層との間に生じる格差を指します。

徳島バッテリーバレイ構想：脱炭素社会を見据え、蓄電池関連の人材の育成と産業基盤を強化することで、蓄電池関連産業を徳島県の新たな産業の柱として確立し、グローバルなカーボンニュートラルの進捗や我が国の経済安全保障に貢献することを目的としています。

都市計画マスタープラン：都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りながらまちづくりのビジョンを具体的に示し、都市全体や地域ごとのまちづくりの方向性を示したものです。

DV：「Domestic Violence」（ドメスティック・バイオレンス）の略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある人又はあった人から振るわれる暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、生活費を渡さない、性行為を強要するなども DV に該当します。

な行

認知症カフェ（オレンジカフェ）：認知症の人やそのご家族、ご近所の方、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながらか仲間づくりや情報交換等をする地域の拠点のことです。

は行

パークアドプト：公園の除草、清掃、草花等の植え替え、種まき、水やり、施設の管理や情報提供等に参加する市民等を支援し、協働のまちづくりを推進する制度のことです。

PFOS（ピーフォス）：ペルフルオロオクタンスルホン酸。環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されていますが、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています。

PFOA（ピーフォア）：ペルフルオロオクタン酸。環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されていますが、分解されにくい性質があるため、今も環境中に残っています。

フレイル：フレイル（虚弱）とは、健康と要介護の中間的な段階であり、身体的、社会的、心理的等様々な側面を持っています。また、可逆性があり、適切な支援を受けることで状態の改善が見込まれることから、早期の対策が極めて重要です。

フェーズフリー：平常時と災害時という社会のフェーズ（時期、状態）を取り払い、普段利用している商品やサービスが非常時にも役立つようにデザインしようという考え方です。

辺地：他の地域より交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、住民の人数や駅・停留所、学校、公共施設までの距離、公共交通機関の状況等の要件が一定の基準に該当する地域のことです。

ベースボール型スポーツ：野球やソフトボールに代表される「打つ・捕る・投げる・走る」などの動きを取り入れたスポーツで、「ボールを打ち返す攻撃」や「隊形をとった守備」によって攻防する簡易化されたスポーツです。

防災減災・危機管理アドバイザー（仮称）：災害や危機管理に関する知識や経験を活かして、地域の防災力向上や減災を図るために活動する人のことを指します。

ま行

マイナポータル：政府が運営する行政手続のオンライン窓口です。ご自身の 所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できます。また、行政サービスや手続をパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できます。

南阿波定住自立圏：県南地域の生活機能の維持・拡充や活性化のため、市町村の枠組みを越えて相互に連携と協力を行うことを目的として、阿南市と那賀町・美波町・牟岐町・海陽町で形成する圏域のことです。

面的整備型：地域生活支援拠点等の整備方法の1つで、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能を、複数の機関で分担して担う方法です。

や行

ヤングケアラー：子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とし、国、自治体などが支援に努めるべき対象としています。

ユニバーサルデザイン：年齢・性別・国籍、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計（デザイン）のことです。

UIJ ターン：都市移住した後、再び故郷である地方へ移住する「Uターン」、都市から地方へ移住する「Iターン」及び故郷から大規模な都市へ移住した後、故郷近くの中規模な都市へ移住する「Jターン」という3つの人口還流現象の総称です。

ら行

リカレント教育：学校教育から離れた後も生涯にわたって学び続け、必要に応じて就労と学習を交互に繰り返すことを指します。スウェーデンの文部大臣で後に首相となったオロフ・パルメによって提唱されました。

立地適正化計画：人口減少、超高齢社会を迎える中、都市機能や居住機能をまちの中心部等に緩やかに誘導し、公共交通で結ぶことで、行政の効率化を図り、将来にわたって持続可能なまちづくりの実現を目指す計画です。

レファレンスサービス：利用者の相談に応じ、調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料や情報を提供するサービスです。

6次産業化：第1次産業としての農林漁業と、第2次産業としての製造業、第3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です。これにより、農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指しています。